

産業廃棄物処理業者の許可の取消し についてのお知らせ

23.4.8
循環型社会推進課
内線2358

県は、産業廃棄物処理業者である有限会社サン企画（取締役 石川 裕二）が、香川県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された事実を確認したため、次のとおり行政処分を行ったのでお知らせします。

被処分者 有限会社サン企画
（四国中央市金田町金川177番地1）
処分内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日 平成23年4月8日
処分理由

平成23年3月23日に香川県が有サン企画の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消したことから、同社は、欠格条項である廃棄物処理法第14条第5項第2号イで準用する第7条第5項第4号ニに該当するに至った。当該欠格要件に該当した場合、同法第14条の3の2第1項第1号により、その許可を取り消さなければならないことから、本県においても、同社の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消すものである。

（参考）廃棄物処理法（抜粋）

第14条

5 都道府県知事は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない

(2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

第7条第5項第4号

ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

第14条の3の2

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。

